当日別冊

当日別冊

当日配布

当日配布

当日配布

事前配布 P21-22

事前配布 P33-34

埼玉県生協連 2018 年度第 5 回活動委員会

日時 2019年4月4日(木) 13時30分~16時00分

場所 埼玉県生協連会議室

出欠 別紙参照

次第 1.会長理事挨拶 2.出欠報告(事務局)

■議題

I. 話し合いたいこと

1. 活動委員会での意見交換・交流について 事前別冊

(1) 学習「2019 年度埼玉県における子どもの貧困に関する取り組み」

(2) 会員生協の子ども・子育て支援の取り組み交流

(3) 3/7 県内生協組合員学習会(3/7 ふりかえり)

2. 1-2 月活動報告書と各会員生協資料

Ⅱ. 日本生協連からの報告(中央地連) 皿.確認したいこと

1. 2018 年度のまとめと 2019 年度事業計画(2 次案)

事前配布 P 1-11

2. 第55回埼玉県消費者大会実行委員会への参加のお願い

3. 福島の子ども保養プロジェクト(コヨット)今年度の取り組みについて 当日配布

Ⅳ. 報告したいこと①(事前送付部分は、一括して報告)

1. 消費者関連問題の取り組み関連

(1) 消費者に関わる行政や各団体の取り組み

(2) 消費者問題シンポジウム in 埼玉報告 事前配布 P12-13

2. 食の安全行政の充実・強化関連

(1) 食の安全に関わる行政や各団体の取り組み 当日配布

(2) 2019 年度食品衛生監視指導計画への意見提出 事前配布 P14-19

3. 平和の取り組み関連

(1) 埼玉県原爆死没者慰霊式実行委員会参加の呼びかけ

(2) しらさぎ会結成 60 周年記念式典報告 事前配布 P20

4. 協同組合連携関連

(1) 全国の取り組み事例報告

5. 各テーマの取り組み関連

(1) フードバンク埼玉関連 当日配布

6. 埼玉消費者被害をなくす会関連

(1) 埼玉県からの受託事業報告 当日配布

(2) 消費者被害アンケート・めやすばこ調査結果 事前配布 P23-28

(3) 消費者力アップ学習会 vol. 3(2/27)報告 事前配布 P29

(4) 埼玉消費者被害をなくす会 第9回活動委員会(3/13)報告 事前配布 P30

Ⅴ. 報告したいこと②(文章報告)

1. 埼玉県生協連第4回活動委員会(2/28)報告 事前配布 P31 2. 埼玉県消費者団体連絡会幹事会報告 (3/22) 報告 事前配布 P32

3. 活動日誌と予定

VI. 参考資料 1. 2019 年度埼玉県予算編成ならびに行政執行に関する要望(回答) 当日別冊

第6回活動委員会は、5月30日(木)13時30分~16時 埼玉県生協連・会議室

埼玉県生協連2018年度まとめ(2次案)

2018 年 12 月 27 日 埼玉県生協連 2019 年 3 月 25 日 加筆修正

◆2018 年度の事業概要◆

埼玉県生協連は、「平和とよりよき生活のために」に立ち返り、「各会員生協の実践を交流する場づくり」「社会への発信」「幅広い連帯の形成」を大切にし、①核兵器廃絶・平和・憲法の学習、②消費者被害防止、③生活困窮者支援を、今年度の重点課題として取り組んできました。

Ⅰ. 会員生協との共同の取り組み

1. 食の安全を求める取り組み(埼玉消団連としても含めて)

- (1) リスクコミュニケーションを活発に行い、組合員の要望を埼玉県に届け、食の安全 行政に反映させました。
 - ① 埼玉消団連を通じて、埼玉県「埼玉県食の安全県民会議」に3人の委員が参加し、 埼玉県がおこなう食品安全に関する施策などについて、意見を交換しました。
 - ② 2018年12月~2019年2月にかけて、埼玉県、さいたま市(政令指定都市)、川越市・越谷市・川口市(中核都市)が作成した、2019年度の食品衛生に関する監視や指導の計画に対して、埼玉消団連が意見を提出しました。
 - ③ 2019年2月14日、関東農政局と埼玉消団連が意見交換会をおこない、会員生協からも2生協2人が参加しました。当日は牛トレーサビリティ運用状況、新規就農者への支援、フードバンク、子ども食堂などに関する報告と意見交換をおこないました。
- (2) 7月13日、県内消費者団体全体研修会をさいたま市浦和コミュニティセンター第15 集会室で開催し、髙橋久仁子さん(群馬大学名誉教授)を講師に「保健機能食品と いわゆる『健康食品』フードファディズムに要注意!」と題して学習をおこない20 消費者団体53人が参加しました。

2. 福祉の取り組み

- (1) 7月31日、生協助け合い活動交流会 in 県南地域を蕨市立文化センターにて開催し、 5生協20人(コープみらい、パルシステム埼玉、生活クラブ埼玉、医療生協さいた ま埼玉県生協連)が参加しました。前半は各生協の活動を報告し、午後はグループ に分かれて交流しました。生協が保有する福祉資源の情報のオープン化が課題とな りました。
- (2) 2019年1月17日、生協助け合い活動交流会を開催し、5生協44人が参加しました。交流会の前半では、地域での高齢者の見守りについての学習をおこない、後半は日々の活動の交流をおこないました。

3. 環境の取り組み

(1) 消費者大会環境分科会にて、埼玉県環境部エネルギー環境課の大島利明氏を講師に

「再生可能エネルギーの現状とこれから」をテーマに助言いただき、会員生協の再 エネの取り組みを報告いただきました。

- (2) 12月13日、第3回活動委員会おいて、冬場の家庭部門における CO₂削減の取り組みについて、各会員生協の現状を共有し、家庭部門の CO₂削減を今後、どのようにすすめるかについて意見交換をおこないました。
- (3) 日本生協連が取り組む「福島を見て・知るツアー」や「東京電力福島第一原発廃炉見学ツアー」を会員生協に紹介し、埼玉県生協連から1人が参加しました。
- (4) 埼玉エコ・リサイクル連絡会の運営委員会に参加し、交流を重ねました。

4. 消費者被害防止などのための消費者行政の充実を求める取り組み

- (1) 第54回埼玉県消費者大会実行委員会が行った今年で20回目となる2018年度の市町 村消費生活関連事業調査は、61市町村から回答がありました。結果を冊子にまとめ、 第54回埼玉県消費者大会会場で頒布、大会後、各市町村に配布しました。
- (2) 埼玉県より、埼玉消費者被害をなくす会が受託した高齢者見守り推進事業により、 消費者安全法に基づく地域協議会づくりがすすみ、12自治体(2019年2月末日現在) で設置されました。
- (3) 埼玉消費者被害をなくす会は、集団的に消費者の被害を回復するための手続きができる特定適格消費者団体を目指し、2016年から準備をおこなってきました。その結果、4月24日に内閣総理大臣より、特定適格消費者団体の認定を受けました。

5. 平和の取り組み

- (1) 埼玉県内での平和の取り組み、核兵器廃絶の取り組みをすすめました。
 - ① 平和・市民5団体懇談会(しらさぎ会・県婦連・原水協・平和運動センター・県 生協連)での協同を大切に、通年で懇談を重ねました。
 - ② 11団体の協力でヒバクシャ国際署名埼玉連絡会を隔月で開催しました。61市町村の首長や多くの団体・個人に賛同いただき署名活動を進め、現在約31万筆が集約されています。
 - ③ 8月4日~6日、日本生協連の「ピースアクション in ヒロシマ」に職員1人が参加し、被爆の実相と平和の尊さを学びました。
- (2) 埼玉県原爆被害者協議会(しらさぎ会)への活動を支援しました。広島、長崎の原爆被爆から73年目の夏を迎えた7月29日、浦和コミュニティセンターにて、埼玉県原爆被害者協議会主催・実行委員会(16団体)協力による第33回埼玉県原爆死没者慰霊式(後援 埼玉県・さいたま市・埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会)が開催され、被爆者やご遺族、国会・県議会・さいたま市議会議員、実行委員会団体等から約250人が参列しました。
- (3) 2018平和のための戦争展実行委員会が主催する「2018平和のための埼玉の戦争展」には、6,700人を超える県民が参観しました。埼玉県生協連は実行委員会に参加し、搬入・受付・発表など協力しました(7月28日~30日)。
- (4) 10月7日、市民会館おおみやにて「2018さよなら原発埼玉県民集会」が開催され、記念講演に金子勝氏を講師に「地域分散・ネットワーク型経済へ~原発を続けると日本経済は沈没する」に800人が参加しました。午前中は、県内団体交流会を開催し、

18団体26人が参加しました。会員3生協による新電力の展示を会場ホワイエにては じめておこないました。累計6回の実行委員会に19団体が参加し、5月30日には、 東京新聞の山川剛史氏による「8年目の福島原発事故」の学習会を実施しました。

- (5) 埼玉県議会が「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発 電所の再稼働を求める意見書」を採択したことに対して、さよなら原発埼玉県民集 会実行委員会名で抗議声明を発表しました。
- (6) 10月12日、埼玉会館にて「原発ゼロをめざす小泉純一郎講演会」が開催され、約1500 人が参加しました。埼玉県生協連は実行委員会に参加し、当日の運営協力をおこな いました。
- (7) 7月11日、憲法を学び、考える取り組みの一環として「変える、変えない、その前に 日本国憲法を知ろう」と題して、弁護士の竪十萌子さんを講師に組合員学習会を開催しました。学習会には3生協32人が参加しました。また、この学習会を契機に各会員生協へ講師料補助を含めた「憲法学習会」開催を呼びかけ、5か所で開催されました。

Ⅱ. 他団体と連携した取り組み

1. 協同組合間提携

- (1) 「日本協同組合連携機構(JCA)」の発足を受け、JA 埼玉中央会と協議を重ねてきました。埼玉県内の協同組合間連携の具体化として、協同組合間の交流と学習を強化する方向性を確認しました。
- (2) 4月8日、協同労働フォーラムが市民会館おおおみにて開催され「協同労働の協同組合法制化」をテーマに集会が開催され、埼玉県生協連からも2人が参加しました。
- (3) 9月15日、JA 全農さいたまと埼玉県生協連共催の「体験稲刈り&田んぼの生きもの調査」が杉戸町高野農村センター及び隣接の田圃にて開催し、生協組合員等22家族73人が参加しました。
- (4) 11月15日、埼玉県消費生活協同組合役職員研修会事業を「SDGsの視点から協同組合の役割を学ぶ」をテーマに開催し、会員生協をはじめ県内6生協31人が参加しました。
- (5) 11月17・18日、2018彩の国食と農林業ドリームフェスタが朝霞市「朝霞の森広場」で開催され、協同組合間提携の一環として、埼玉県生協連をはじめ、4会員生協が参加しました。会場には2日間で46,000人が訪れました。埼玉県生協連のブースでは、生協を知ってもらうための「生協クイズ」を実施しました。
- (6) 1月28日「協同組合連携を考える学習会」を埼玉県農業協同組合中央会と埼玉県生協連の共催で開催し、県内協同組合関係者、非営利協同の組織などから57人が参加しました。全国の連携事例についての報告と、先進的に取り組みをすすめる協同組合ネットいばらきの実践事例を学びました。
- (7) 3月7日、協同組合連携について考える一環として「県内の農業協同組合の取り組みを知る」をテーマに、組合員学習会を開催しました。学習会には4生協26人が参加しました。学習会では JA がおこなっている地域社会づくりの実践事例などを報告いただき、県内の各 JA の活動について理解することができました。

2. 復興支援・くらし全般に関する取り組み

- (1) 8月7日~9日の3日間、福島の「子どもの心と成長」「保護者のケア」など、子どもと保護者の心身両面からの保養を目指して、埼玉県ユニセフ協会と埼玉県生協連の共催で「2018コョット in 埼玉(福島の子ども保養プロジェクト)」をフレンドシップハイツ吉見で開催し、11人の参加がありました。この取り組みにはボーイスカウト連盟や、会員生協スタッフにご協力いただきました。
- (2) 埼玉県生協連も参加する第54回埼玉県消費者大会では、格差社会や子どもの貧困等の問題について、実行委員会で意見交換を重ね、記念講演講師に湯浅誠氏をお招きしました。講演では「子どもの貧困の現状と、私たちが考えなければならないこと」についてお話しいただきました。また、午後の社会保障分科会では映画「さとにきたらええやん」を上映し、子どもの貧困について考えました。
- (3) フードバンク埼玉運営協議会に参加し、取り組みに積極的に関わってきました。フードドライブなど会員生協の取り組みの情報を発信し、ボランティアの取り組みへの参加を促進しました。10月10日、埼玉会館にて「フードバンク埼玉シンポジウム2018」が開催され、埼玉県生協連より各生協のフードバンクの取り組みを報告しました。
- (4) 今年度も、埼玉県ユニセフ協会の役員として会長理事が関わり、協会の運営をサポートしました。また、前述した「2018コヨット in 埼玉」を共催で実施し、ユニセフボランティアによるプログラム(貿易ゲーム)で協力をいただきました。

3. 災害対策

- (1) 埼玉県生協連災害対策委員会を開催し、災害の備えなどについて話し合いをおこないました。7月20日の委員会では、九都県市合同防災訓練や会員生協の取り組みについて話し合いました。また、首都直下型地震を想定した MCA 無線訓練を隔月で年5回実施しました。
- (2) 8月26日、埼玉県と蓮田市共催の「第39回九都県市合同防災訓練(蓮田会場)」に4生協・2連合会23人が参加し、防災フェア(健康チェック、シール投票、救援物資の配布等)を実施しました。
- (3) 7月9日から九州から東海地方を襲った「西日本豪雨大雨災害」により甚大な被害が発生しました。また、9月6日未明に、北海道胆振東部を震源とした震度7の「北海道胆振東部地震」が発生。北海道の全世帯295万戸が停電し、莫大な経済的損失が発生しました。埼玉県生協連から義援金として日本生協連を通じて各5万円を寄付しました。
- (4) 昨年より埼玉県を中心にすすめている県内の官民連携による災害支援組織づくりが、引き続きおこなわれました。12月9日には「災害支援団体エントリー大作戦」と 銘打ち、彩の国会議キックオフミーティングがおこなわれ、本格的にスタートしました。埼玉県生協連も参加しました。
- (5) 1月15日、災害時を想定した埼玉県図上訓練(九都県市合同開催)に埼玉県生協連 として、1人が参加しました。今年度は、台風が接近する中での地震災害発生を想 定としたプログラムで実施されました。

Ⅲ. 埼玉県消費者団体連絡会と埼玉消費者被害をなくす会の事務局機能の取り組み

1. 消費者力を高めるための県内の消費者団体との連携強化

- (1) 埼玉県生協連が埼玉県消費者団体連絡会の事務局を担い、消団連幹事会の毎月開催をはじめ、下記の取り組みをおこないました。
 - ① 7月12日、2018年度第1回県内消費者団体研修会(埼玉県委託事業・主催埼玉消 団連)を開催し、21団体55人が参加しました。午前中の講義では髙橋久仁子さ んから「健康食品」をテーマにお話をいただき、午後からは、各団体の活動交 流をおこないました。
 - ② 5月22日、第54回埼玉県消費者大会第1回プレ学習会が与野コミュニティセンターにて、講師に池本誠司さん(弁護士)を迎え、「身近な問題 地方消費者行政を考えよう」をテーマに開催され50人が参加しました。6月16日には、第2回プレ学習会の位置づけとした、連続シンポジウム「地域で防ごう!消費者被害 in 埼玉」に121人が参加しました。
 - ③ 10月9日、埼玉会館大ホールにて、「自ら考え行動する消費者になろう~誰ひとり取り残さない平和な社会を目指して」をスローガンに、第54回埼玉県消費者大会(主催 第54回埼玉消費者大会実行委員会)が開催され、全体会に700人が参加しました。湯浅誠さん(法政大学教授)による講演「子どもの貧困の現状と、私たちが考えなければならないこと」をテーマにお話しいただきました。午後は4つの分科会に分かれて、それぞれの課題を深め合い、合計397人が参加しました。
 - ④ 2019年1月18日~2月5日にかけて、2018年度県内消費者団体地区別研修会(埼玉県委託事業・主催埼玉消団連)を県内4会場で開催し、のべ35団体99人が参加しました。今回は(一社)まちかど防災「減災塾」塾長の水島重光さんを講師に「災害に備える 私たちのできる減災」と題して、自治体のハザードマップを活用しながら、災害に対する備えの必要性をわかりやすくお話しいただきました。

2. なくす会の活動を支え発展させる事務局機能

- (1) 埼玉県生協連が埼玉消費者被害をなくす会の事務局を担い、以下の取り組みが実施されました。
 - ① 6月29日、浦和コミュニティセンターにて第15回通常総会が開催され、団体・個人正会員はじめ60人が出席しました。総会後の記念講演は今井純子氏(NHK解説委員)を講師に「あなたのお金、取り戻せるかも!~集団的消費者被害回復制度って何~」をテーマに実施しました。
 - ② 消費者力アップ学習会を年間3回開催しました。テーマと参加人数は、次のとおりです。第1回「成年年齢が引き下げになると〜こんなこと、あんなことに要注意!〜」(8月28日参加34人)、第2回「契約トラブルを防ぐためには〜契約のときにすべては始まっている〜」(12月4日参加23人)、第3回「こんな広告にご用心!」(2019年2月27日参加41人)。
 - ③ 不当契約や不当表示、被害回復などの検討を、事務局としてサポートしてきました。検討委員会(差止請求・被害回復)は、30人の委員が奇数月班・偶数月班に分かれて、毎月実施してきました。3月末現在、訴訟も含め31事業者について対応をおこなっています。
 - ④ 法律に捉われず、消費者の目線で活動する活動委員には、29人が登録し、活動 委員会を毎月開催しました。広告改善要望や消費者アンケート「めやすばこ」 に取り組みました。今年度の「めやすばこ」は1,613枚を回収し、まとめたもの

を公表しました。

- (2) 埼玉県からの事業を受託して、安心な地域づくりをすすめました。
 - ① 消費者被害防止サポーター活動推進事業について、消費者被害防止サポーター は累計で735人となりました。養成講座を12回実施し、延べ202人が参加しまし た。サポーター向けのフォローアップ研修・交流会は27回実施し、延べ468人の サポーターが参加されました。
 - ② 高齢者見守り等促進事業では、今年度累計30市町を訪問しました。こうした取り組みが、各市町村のサポーターとの連携や、福祉部門との連携に結びつく成果も生まれています。
 - ③ インターネット適正広告推進事業は、今年度累計11,840件の検索をおこない、不当な表示と思われる177事業者を埼玉県に報告しました。一般参加型の広告検索を行う景品表示法講座を開催し、ボランティア育成にも取り組み、6人に登録いただきました。

IV. 生協の認知度を高めるための取り組み

1. 広報活動

- (1) 埼玉県生協連として、次のような広報活動をおこないました。
 - ① 会員生協の紹介と埼玉県生協連の活動をまとめた『さいたまの生協』を6月に発行・外部に向けた発信をおこないました。同様に『写真ニュース』を四季報で発行し、埼玉県生協連の取り組みを発信しました。
 - ② 会員生協間の情報共有をすすめるために『情報』を毎月発行しました。
 - ③ 県生協連のホームページで、都度必要な情報更新につとめました。

2. 渉外活動

- (1) 埼玉県生協連として、次のような渉外活動をおこないました。
 - ① 8月2日、埼玉県との第1回定期協議を開催し、2019年度埼玉県予算編成と行政執行に関する要望書をお渡ししました。その後、会員生協からの事業や活動の事例紹介や雇用など幅広いテーマで懇談しました。また、第2回定期協議を2月12日に開催し、要望書への埼玉県の回答、埼玉県生協連の2019年度活動について懇談しました。
 - ② 立憲・国民・無所属の会予算要望ヒアリング(9月14日)、日本共産党埼玉県議団 予算要望ヒヤリング(9月21日)に参加し、貧困問題や災害対策に重点を絞り、 要望をお伝えしました。
 - ③ 10月19日、平成30年度関東甲信越行政生協関係者連絡会には、1都8県の行政と生協連合会が出席し、渋谷にある日本生協連コーププラザで開催されました。 生協の社会的取り組み報告の他、拝師弁護士を講師に「世代や立場を超えた地域連携による消費者被害防止」をテーマにした学習のほか、分散会にて都県毎の行政と生協連からの報告があり意見交換しました。
 - ④ 埼玉県議会の全会派との懇談を12月に開催しました。2018年度に取り組んでいたことについての報告と2019年度の重点課題を報告し、懇談をおこないました。この取り組みには、6会派34人の県議の方にご参加いただきました。

2019 年度事業計画(2次案)

2019年3月6日 埼玉県生協連

持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、2015 年 9 月に国連で採択されました。このアジェンダは、人間・地球と繁栄のための行動計画です。より多くの自由のため世界の平和統合をめざし、極度の貧困を解消することが'最大の課題'であり、持続可能な発展のための不可欠な要件としています。これは「誰一人取り残さない」社会をめざす生協をはじめとした協同組合の理念に重なり合っています。また、日本協同組合連携機構(JCA)も発足し、協同組合の可能性を協同組合セクター自らが広げていきながら、役割を発揮していくことが求められています。

埼玉県生協連は、「平和とよりよき生活のために」を大切にして、「各会員生協の実践を 交流する場づくり」「社会への発信」「幅広い連帯の形成」に努めていきます。

2019 年度は、①核兵器廃絶・平和・憲法、②子どもの貧困や生活困窮者への支援、③消費者被害防止の学習などについて、年間を通しての重点課題として、SDGs の目標達成に向けて取り組んでいきます。

[3 つの重点課題と状況]

国連では、「核兵器禁止条約」が2017年7月に採択されました。発効要件は50カ国の批准です。しかし、2018年10月現在で、署名は67ヶ国、批准は19ヶ国となっています。2020年にはNPT再検討会議が予定されています。一方、国内では、立憲主義、安全保障制度、平和と基本的人権などに関する様々な変化が起きています。

7人に1人の相対的貧困状態の子どもがいると言われています。また、安心してくらせる社会を創っていくためには、だれもが安心して働き続けられる安定した雇用が前提です。 さらにその前提にはだれもが平等に教育を受けられる仕組みづくりが大切です。しかし、 国の諸制度は、高度経済成長期とバブル崩壊後の大きな変化に対応しきれていない面もあり、特に若者と高齢者に格差と貧困が拡がっています。

消費者被害は5兆円との推計もあるようにGDPの約1%という状況です。また、民法改定により、未成年取消権も20歳未満から18歳未満に変更されることになり若年者の消費者被害防止のための施策が求められています。国民生活センターへの消費者被害の相談件数も2017年度は91.1万件、2008年度以降の10年間は毎年100万件弱と1984年度の4.9万件の約20倍となっています。特に高齢者の消費者被害の対策が求められています。

[2019年度事業計画]

I. 各分野の活動

会員生協との共通認識づくりを大切にしながら、年間計画の中で活動委員会や役職員研修会や組合員活動交流会を組み立て、学習や交流、社会への発信や他団体との連携を進めていきます。また、分野ごとの職員担当者会議を定期的に開催します。

1. 食の安全を求める取り組み(埼玉消団連としても含めて)

- (1) 食品の安全性確保の取り組みを強めます。
 - ① 埼玉県・さいたま市・川越市・越谷市・川口市の食品衛生監視指導計画の充実 を県行政に求めます。
- (2) 埼玉消団連と連携しながら、リスクコミュニケーションを活発に行い、組合員の要望を埼玉県食の安全・安心条例に反映できるよう、意見交換をおこないます。
 - ① 「埼玉県食の安全県民会議」に参加し、県行政に消費者の意見を届けます。
 - ② 埼玉県食品安全局と消費者団体との懇談会を開催します。
 - ③ 関東農政局と消費者団体との意見交換会を定期的に開催します。
- (3) 食品表示一元化に伴う新たな制度など必要な情報発信に取り組みます。
 - ① 食品表示について学習の機会を作ります。

2. 福祉の取り組み

- (1) 助け合いや居場所づくりなどの地域への関わりを強めます。
 - ① 2015年におこなった「新しい総合事業検討会」での確認事項にもとづき、会員 生協間の情報交換の継続、必要に応じた自治体レベルでの話し合いの場づくり など、引き続き、埼玉県生協連として役割を果たします。
 - ② 会員生協の助け合い活動に関わる組合員を対象とする交流会を継続して開催し、 生協の垣根を越えた地域でのつながりづくりをおこないます。
 - ③ 住み慣れた地域で安心してくらしていける地域づくりのために、会員生協がおこなっている居場所づくりや見守りの取り組みなどを把握するとともに、交流の場づくりをおこないます。
- (2) 世代を問わず貧困と格差が拡がっている中、貧困をはじめとする子どもの問題を社会問題ととらえ、学び考えるとりくみ「子どもの未来アクション」と「子どもの未来アンバサダー」の育成や活用を会員生協に呼びかけるとともに、埼玉県行政<u>(こども応援ネットワーク埼玉など)</u>とも連携をとり、県内各地に広げていきます。また、子どもの貧困にかかわるさまざまな団体との連携やネットワークづくりにも協力していきます。
- (3) フードドライブなど会員生協と連携して取り組み、フードバンクにおける組合員による仕分けボランティア参加を促進するなど、フードバンク埼玉の運営委員会の一員として取り組みに積極的に関わり、円滑な運営に協力します。
- (4) 引き続き、埼玉県ユニセフ協会の役員として会長理事が関わるとともに、ユニセフ の取り組みについて、会員生協に情報を提供します。
- (5) 高齢化が進む中、消費者安全法の一部改定の下、地域での見守りネットワークなどの取り組みも広がっています。社会保障給付と国民負担、国民皆年金・医療保険制度・介護保険制度、消費税、格差問題、貧困問題、現役世代支援などについて学習し、消費者として発信していきます。

3. 環境・エネルギーの取り組み

- (1) 省エネルギーと再生可能エネルギーを県との学習懇談なども含め推進していきます。会員生協の環境負荷軽減や新電力事業の取り組みを交流します。また、会員生協とともに埼玉県がおこなう「家庭の省エネ推進事業」に取り組みます。
- (2) エネルギーについては、再エネ省エネの推進、原発に頼らない社会をめざす取り組み、一極集中発電の問題など幅広く捉えて取り組みます。また、地球温暖化防止や環境問題に取り組む県内のさまざまな個人・団体との連携を大切にします。

4. 消費者被害防止などのための消費者行政の充実を求める取り組み

- (1) 消費者行政充実埼玉会議や消費者団体と協力して、消費者行政充実埼玉会議の事務 局機能を担い、見守り推進員からの情報も活用し、埼玉県と市町村の消費者行政の 充実に向け、役割を発揮できるようにしていきます。
- (2) 市町村消費生活関連事業調査をもとに、各行政と地域の消費者団体との懇談の場に 積極的に参加していきます。
- (3) 市町村ごとの消費者安全確保地域協議会をはじめとする地域の見守りネットワーク構築などに、消費者としての役割を発揮していきます。消費者教育推進法に基づく取り組みも継続していきます。
- (4) 「消費者裁判手続特例法」の成立を受け、全国の特定適格消費者団体や適格消費者団体の動きや集団的消費者被害回復の制度自体について学習していきます。
- (5) 消費者行政関連予算について学習し、充実に向けて取り組みを展開します。

5. 平和の取り組み

- (1) 埼玉県内での平和の取り組み、核兵器廃絶の取り組みなどをおこないます。
 - ① 平和・市民 5 団体懇談会(しらさぎ会・県婦連・原水協・平和運動センター・県 生協連)での協同をすすめます。
 - ② 日本生協連のヒロシマ・ナガサキでのピースアクションに参加します。
 - ③ 「被爆者が訴える核兵器廃絶に向けた国際署名」に、日本被団協などが呼びかけるヒバクシャ国際署名埼玉連絡会の一員として取り組みます。
 - ④ 2020年 NPT 再検討会議に向けた取り組みを展開していきます。
- (2) 埼玉県原爆被害者協議会(しらさぎ会)の活動を支援していきます。
 - ① 「埼玉県原爆死没者慰霊式」については、実行委員会をより多くの団体で開催できるように支援を強め、準備・広報・渉外活動を、しらさぎ会を含む平和・市民5団体とともに積極的に関わります。
 - ② 被爆体験の継承活動として、聞き書きやヒロシマ・ナガサキを語り受け継ぐ取り組みを継続します。しらさぎ会の活動(慰霊式や被爆体験を聞く活動)の紹介を会員生協に継続して行います。
- (3) 多くの生協組合員に「平和のための埼玉の戦争展」への参加をよびかけます。
- (4) 平和とより良い生活をめざし、活動委員会のなかに、平和の取り組みの情報交換などを組み入れます。平和に関する法制度や憲法に関する学習を広げます。

6. 協同組合間提携

- (1) 地域での連携を積極的に進めます。
 - ① 「日本協同組合連携機構(JCA)」の発足を受け、さらに、生協間・JAなど 県内協同組合・県内諸団体と連携をさらにすすめます。県内の各組織について 'お互いを知る'学習を深めます。
 - ② 「体験稲刈り&田んぼの生きもの調査」をJAと連携して開催します。JA女性協議会との交流、食と農林業ドリームフェスタへの参加を継続します。
 - ③ ワーカーズコープなどと「埼玉協同・連帯ネットワーク」の場での連携を継続 していきます。
 - ④ 協同組合間提携推進協議会を継続しつつ、今後のあり方について検討・協議を 続けます。
 - ⑤ 組合員による助け合い活動の地域交流、役職員対象の研修参加、共済事業の情報交換などをすすめます。
- (2) 復興支援の取り組みを継続します。
 - ① <u>福島県生協連と連携し、「コヨット in 埼玉」(福島の子ども保養プロジェクト)を昨年に続き実施します。</u>
 - ② 情報を共有し、生協間の連携や他団体も含めたネットワークづくりをすすめます。
- (3) 各会員生協の「健康づくり」の取り組みについて交流していきます。

7. 災害対策

- (1) 災害救援ボランティア関係団体情報交換会に参加します。また、行政機関や専門家団体、ボランティア団体等を含む広範な連絡協議の場の設置に協力し、役割を果たします。
 - ① 県連災害対策委員会を開催し、災害時における共同の取り組みの検討をすすめます。
 - ② 「地震等大規模災害対策書」は、毎年、状況をみながら全国の事例に学び教訓 を踏まえ、見直します。
 - ③ 九都県市合同防災訓練などに参加し、行政や他団体との連携を強めます。

Ⅱ. 生協の認知度を高めるための取り組み

1. 広報活動

- (1) 毎月発行の『情報』、四半期毎の『写真ニュース』、年1回の『さいたまの生協』や 『埼玉新聞広告企画』などを通して、社会発信をおこないます。
- (2) 会員生協の政策と経験の交流の場を設定します。
- (3) 県生協連のホームページで、会員生協への情報提供と頻繁な情報更新につとめます。
- (4) マスコミリリースについて、年間計画を作成し、発信を強化します。

2. 渉外活動

(1) 埼玉県行政との定期協議を年2回(目安:7月・2月) 開催します。「2019年度埼玉県の予算と執行に関する」要望書を7月に提出します。また、県の各種委員会に積極

的に参加し、役割を果たします。

- (2) 県議会との関係では、県議会全会派との懇談会を継続して実施するとともに、定期的な訪問をおこない、政策提言や要請活動をすすめます。
- (3) マスコミ支局長会との懇談の場を継続するとともに、定期的な訪問をおこないます。
- (4) 生協の現状を知っていただく機会として、埼玉県行政や県議会を対象に生協施設見学の実施を検討します。

Ⅲ. 埼玉県消費者団体連絡会と埼玉消費者被害をなくす会の事務局機能の取り組み

(以下、埼玉消団連・なくす会)

1. 消費者力を高めるための県内の消費者団体との連携強化

- (1) 埼玉消団連の活動が一層発展するように事務局機能を引き続き担います。
- (2) 県内の多くの消費者団体の埼玉県消費者大会実行委員会への参加をめざし、第55回 埼玉県消費者大会(10月10日開催予定)を成功させます。
- (3) 埼玉消団連とともに、県内消費者団体研修会を開催し、多くの消費者団体が一緒に学習し共通するテーマ(地域の見守りネットワーク、消費者被害防止、生活困窮者支援、消費者教育推進法、各行政と消費者団体との懇談など)で取り組みをすすめます。
- (4) 市町村消費者団体との交流と連携を強めます。

2. なくす会の活動を支え発展させる事務局機能

- (1) なくす会の活動が一層発展するように、事務局機能を引き続き担います。
- (2) 会員生協になくす会の運営を支えるために、会費口数増や個人賛助会員の拡大について、支援・協力を呼びかけます。
- (3) なくす会の会員増加の取り組みを支え、財政基盤の確立をめざします。なくす会の受託事業の継続に伴い、応分の負担と会計管理を強めます。
- (4) 不当契約や不当表示などのチェック活動をともにすすめ、差止請求訴訟を含めた活動の支援を行います。
- (5) なくす会活動委員会の自立ある活動への援助を強めます。
- (6) なくす会のホームページとニュースレターによる情報提供を支援します。
- (7) 埼玉県からの3つの受託事業「消費者被害防止サポーター活動推進事業」「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正公告推進事業」の取り組みを全面的に支援します。

以上

「消費者問題シンポジウム in さいたま」報告

2019年3月9日 埼玉県消費者団体連絡会

2019年3月9日(土)13時30分~16時30分 日時

題名 消費者問題シンポジウム in さいたま

主催 内閣府消費者委員会・埼玉県消費者団体連絡会

さいたま市浦和コミュニティセンター第15集会室

参加 約80人

会場

埼玉県消費者団体連絡会(以下、埼玉消団連)は、内閣府消費者委員会ととも に「消費者問題シンポジウム in さいたま」を開催しました。今回のシンポ ジウムでは、高齢者の消費者被害の防止をメインテーマに、消費者被害を早 期に発見、防ぎ、救済していくためのネットワークを地域に構築、地方消費 者行政の現状などについて学びました。シンポジウムの最初に埼玉消団連 の大久保幹事から「高齢化社会や、若者の消費者被害は増大の一途をたどっ ています。被害を早期に発見して、防ぎ、救済していくネットワークを地域 全体で構築していけますよう、埼玉消団連も取り組んでいます。本日のシン ポジウムを充実したものにしましょう」とあいさつをおこないました。



1. 基調講演「消費者委員会の活動と高齢者の消費者被害の防止」「埼玉県の事例報告」

消費者委員会委員長の髙巌さんを講師に、基調講演をおこないました。髙さんは始め に、現在、消費者委員会がおこなっている 4 つの取り組みを紹介。そ の後は個人的な見解としながら、脆弱な消費者を守り、公正で健全な市 場を形成するために必要なことはなにか、必要な消費者教育はなにか、 消費者が考えなければいけないこと、高齢者を見守る対象とだけ捉え ず、見守る役割を持たせることの大切さなどについてお話しされまし た。基調講演後、埼玉県内における地域での見守り事例として、NPO法 人埼玉消費者被害をなくす会が埼玉県より受託している「消費者被害 防止サポーター活動推進事業と高齢者等見守り促進事業」について、青 木統括員より報告をおこないました。



2. パネルディスカッション

続いて、消費者委員会委員長代理・NPO 法人埼玉消 費者被害をなくす会理事長の池本誠司さんがコー ディネーターとなり、パネルディスカッションをお こないました。まず埼玉県の消費者被害の状況、消 費者庁がおこなっている高齢者の消費者被害防止 の取り組み、埼玉県における福祉部局と消費生活部 局が一緒になった高齢者消費者被害防止の取り組



み、埼玉弁護士会の消費者被害防止の取り組みについてパネリストから報告をおこな った後、埼玉県消費者被害防止サポーターに関する事例を会場発言として報告しまし た。前半の報告を受けて、論点整理をおこなった後、地方消費者行政の財源に関するこ とを中心に意見交換をおこないました。ご参加いただいたパネリストは次のとおりで す。埼玉県消費生活課課長 田中誠さん/埼玉県消費生活支援センター所長 村上文子 さん/埼玉弁護士会消費者問題対策委員会委員長 神野直弘さん/消費者庁消費者教 育・地方協力課課長 尾原知明さん/

さいたま消費者問題シンポ開催

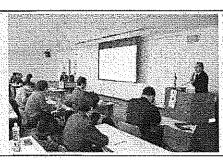
開シンポジウム「高齢者の消」類して紹介。「脱法的な事業 売や訪問販売といった悪質商 取り組みや今後の課題につい など約8人が参加。被害防止 開いた。一般消費者や消費者 関係団体、弁護士や司法書士 **岩被害の防止に向けて」を** 握着委員会と原消費者団体 区で消費者問題に関する公 向けた国や県、地域連携の 整合の日、さいた ま市浦

一が意見交換した。(三宅芳樹)

| 県消費生活課、県消費生活支

心」「脱法的(詐欺的)」に分 一者をターゲットにする。悪質 |者は脆弱(ぜいじゃく)な消費|要。そのためにはサポーター| |を構成する事業者のタイプを 一巖委員長が講師を務め、市場 一て考え、意見交換した。 |事業者が『やり得』を感じな|の連携強化が重要となる。サ 「良識的」「中間的」「無関 基調講演では同委員会の高 |のグループ化と、各市町村と|接センターの幹部や担当者ら

|活動のさらなる広がりが必|は消費者庁や埼玉弁護士会、 |木氏は「サポーターの拡大と 一被害が増加傾向にある中、青 活動推進事業について報告。 | 費者被害防止サポーター」の |活動を行うボランティア | 消 | 受託。 サポーター 養成講座や が、地域で見守り活動や啓発 くす会統括員の青木和彦氏 続いて埼玉消費者被害をな 一は現在、785人。 フォローアップ研修などを行 一をどう保障できるかが今後の が始め、16年度からは同会が っている。サポーター登録者 課題」と述べた。 パネルディスカッショング 同事業は2009年度に原 満足感が得られる活動



「埼玉県食品衛生監視指導計画 2019 (案)」に関する意見

2018年12月28日 埼玉県消費者団体連絡会

日頃からの食の安全を確保するための取り組みに敬意を表します。12月1日に公表されました「埼玉県食品衛生監視指導計画2019(案)」につきまして、埼玉県における食の安全に関する取り組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

全体を通して

食品衛生法の改正を意識された計画書と感じましたが、同時に食品表示法も改正され、食品リコール情報の報告制度が導入されるので、その目的や県の考え方や準備状況等、周知できる範囲で記載していただきたい。

- P 4 1 飲食店・食品製造施設への監視指導
 - (1) 食中毒防止対策 ウ ノロウイルス対策

対策の対象が、一般飲食店、社会福祉施設の給食施設、学校給食等になっておりますが、調理段階のみならず、加工段階も視野にいれていただき、対象の事業者等に普及啓発を実施していただきたい。

具体的にはスーパーマーケット・コンビニエンスストア (店内調理部門含む)、宅配 ピザ、野菜・食肉加工業者の追加

- P6 1 飲食店・食品製造施設への監視指導
- (4) 監視対象施設の分類及び監視頻度の設定

生の野菜・果物を加工・提供する施設や生又は加熱不十分な食肉等を提供・販売する施設の監視指導頻度を年1回から2回に引き上げ、特にノロウイルス対策を講じるようにしていただきたい。

- P10 1 HACCP 導入型基準の普及啓発と取組の推進
- (3) 食品等事業者向けの講習会・相談会 ア、イ

HACCP の導入がすすまない中で、講習会や演習等を行う際に、事業者の種類(業種)別に講習会や交流をはかり、同じ経営環境や特性の視点での課題共有を行うことで、導入の推進をはかるようにしていただきたい

- P12 1 関係機関との連携確保
- (4) 県民の関心が高い事項に係る関係機関等の連携 ア

健康食品の被害や摂取方法の間違いが多い中で、健康食品による被害情報を集約 し、発生原因を把握し、拡大防止につなげていく視点を記載していただきたい

以上意見を提出します

「平成31年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見

埼玉県消費者団体連絡会

公表されました「平成31年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)」につきまして、さいたま市における食の安全に関する取り組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

P2 関係機関との連携 「国や他の自治体との連携」

日頃より、食品の安全確保の取組みにご尽力いただいていることに敬意を表します。平成31年度の食品衛生監視指導計画に『近隣の埼玉県、川越市、越谷市、及び川口市とは、「1県4市食品衛生関係業務連絡調整会議」を開催し、情報共有及び連携をはかります。』と明記していただいたことは、各市町村の消費者にとって大変心強いことと考えます。県や各市町村により推進される環境が違うため、各取組みに濃淡がでてしまうのはやむおえないと考えますが、指導計画内容への目線はあわせていただき、埼玉県民の食品の安全を確保してください。

P5 重点監視指導事項 (1) ノロウイルス食中毒予防対策

ノロウイルスの発生防止の重点として、高齢者及び乳幼児等ハイリスク者向け食品取扱施設や、仕出し弁当製造施設等の大量施設を対象に助言・指導をされるとなっていますが、スーパーマーケット・コンビニエンスストアなどの調理施設や野菜・食肉の加工業者なども助言・指導の対象にしてください。

自由回答

HACCP の導入する事業者を積極的に増やしていただきたいと考えます。そのために、食品事業者に一律に講習会や助言を行うのではなく、事業者の職種別に講習会や交流をはかる場を提供し、導入に向け前向きに検討できる環境をご検討いただきたいと思います。

P11 消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供

子ども達の居場所は、地域を支える居場所として大きな広がりをみせています。2019年1月15日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内146ヵ所、さいたま市内では少なくとも17ヵ所でおこなわれていることが明らかになりました。昨年もご意見させていただきましたが、こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。

以上、意見を提出します。

「平成31年度越谷市食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見

2019年2月8日 埼玉県消費者団体連絡会

1月7日に公表されました「平成31年度越谷市食品衛生監視指導計画(案)」につきまして、越谷市における食の安全に関する取り組みを一緒に前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

名称 埼玉県消費者団体連絡会

住所 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5 (埼玉県生協連内)

連絡先 電話 048-844-8971 • FAX048-844-8973

Eメール shodanren@saitama-k.com

全体をとおして

日頃より、食品の安全確保の取り組みにご尽力されていることへ敬意を表します。この間、越谷市・さいたま市・川越市・川口市(平成30年から)・埼玉県とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、実施されています。私たち消費者としては、埼玉県内どこに住んでいても同様の監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されることが願いです。越谷市におかれましては、埼玉県・さいたま市・川越市・川口市の間で連携をとり、食品衛生監視指導をおこない、食の安全を確保してください。また、計画公表時期につきましては、予算措置も含めた実効性のある計画とすることや、市民とのコミュニケーションを充実させるためにも、年度内を目安に公表できるように検討をお願いします。

P5 3. 食品の危害防止対策 (1) 食中毒予防対策 イ

あらゆる機会を捉え、調理従事前の手洗いや調理従事者等の健康管理、十分な加熱調理、 衛生管理等について指導を実施するとありますが、「あらゆる機会を捉え」という部分を具 体的にお示しください。

また、指導を特に病院や社会福祉施設の給食施設を重点にお考えのようですが、その対象 にスーパーマーケットやコンビニ、野菜・食肉などの加工業者も含め、監視指導や衛生教 育を行っていただきたいと思います。

P8 4. 施設への監視指導 (1) 保健所が実施する監視指導

子ども達の居場所は、地域を支える居場所として大きな広がりをみせています。2019年1

月 15 日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内 146 か所、越谷市内では少なくとも 11 か所でおこなわれていることが明らかになりました。こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。また、ノロウィルスの予防において、病院や社会福祉施設の給食施設を重点にされているので、監視指導回数も年1回から2回に引き上げて、ノロウイルスの予防強化をはかってください。

P14 8. 食品衛生自主管理の推進と体制の確立 (1) 食品衛生自主管理の推進

食品事業者への HACCP 導入が義務付けられましたが、貴市においてどのような方法で導入の推進をしていくのか、具体的な方策を明記していただきたいと思います。当団体としましては、事業者に対して一律に助言・指導を行うのではなく、事業者の種類別に講習会や導入に向けた交流をはかる場をもうけるなど工夫し、事業者が導入むけた意識が高まるようにしていただきたいと考えています。

P15 9. 市民等に対する情報提供・普及啓発

昨年からの引き続きの意見となりますが、埼玉県においては「食の安全県民会議」、さいたま市においては「さいたま市食の安全委員会」など、市民を交えて食の安全について話し合う場を設けています。中核市として発展されている越谷市におかれましても、市民とのリスクコミュニケーションの場を設置することを要望します。

以上、意見を提出します。

「平成31年度川越市食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見

埼玉県消費者団体連絡会

1月21日に公表されました「平成31年度川越市食品衛生監視指導計画(案)につきまして、川越市における食の安全に関する取組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

P5埼玉県、さいたま市、越谷市、川口市等との連携

日頃より、食品の安全確保の取り組みにご尽力されていることへ敬意を表します。この間、 川越市・越谷市・さいたま市・川口市(平成30年から)・埼玉県とそれぞれが食品衛生監 視指導計画を作成し、実施されています。私たち消費者としては、埼玉県内どこに住んで いても同様の監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されることが願いです。平成31年度 計画の中でも明記されておりますが、川越市におかれましては、埼玉県・さいたま市・越 谷市・川口市の間で連携をとり、食品衛生監視指導をおこない、食の安全を確保してくだ さい。

P11(3) 食中毒病因物質別対策 ア ノロウイルス対策

「集団発生食中毒につながりやすい病院、学校給食、社会福祉施設や保育園等に対して、 指導を行います。」と記述されておりますが、その対象にスーパーマーケットやコンビニ、 野菜・食肉などの加工業者も含め、監視指導や衛生教育を行っていただきたいと思います

P16(2) 重点監視業種及び監視回数

子どもの居場所は、地域を支える居場所として大きな広がりをみせています。2019年1月15日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内146か所、川越市内では少なくとも3か所でおこなわれていることが明らかになりました。こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。

P19 2. 普及啓発事業

引き続きの要望となりますが、埼玉県においては「食の安全県民会議」、さいたま市においては「さいたま市食の安全委員会」など、市民を交えて食の安全について話し合う場を設けています。中核市として発展されている川越市におかれましても、市民とのリスクコミュニケーションの場を設置することを要望します。

P22 HACCP 導入の推進

食の安全を確保するためには、HACCP 導入はとても重要です。その中で、食品等事業者の業種や業態規模などに応じて、助言、指導を行い、HACCP 導入の推進を図ると記述されておりますが、とても大切な視点と考えます。事業者が導入を前向きに検討するためにも、助言、指導のみならず、業種や規模に応じた学習会や議論の機会をもうけることをご検討いただきたいと思います。

「平成31年度川口市食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見

2019年2月26日 埼玉県消費者団体連絡会

2月1日に公表されました「平成31年度川口市食品衛生監視指導計画(案)」につきまして、川口市における食の安全に関する取り組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

P4 II。実施体制等に関する事項 3. 関係機関

日頃より、食品の安全確保の取り組みにご尽力されていることへ敬意を表します。この間、 川口市・さいたま市・埼玉県・川越市・越谷市とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成 し、実施されています。私たち消費者としては、埼玉県内どこに住んでいても同様の監視 指導がおこなわれ、食の安全が確保されることが願いです。平成31年度計画の中でも明記 されておりますが、川口市におかれましては、埼玉県・さいたま市・越谷市・川越市の間 で連携をとり、食品衛生監視指導をおこない、食の安全を確保してください。

P5 Ⅲ. 監視指導に関する事項 2. 監視指導の重点事項 (2)食中毒防止対策 ア ノロウイルスによる食中毒対策

高齢者福祉施設や保育所・学校の給食施設、学校給食指定工場・給食センター等のハイリスク集団が利用する施設を対象に、重点的に監視指導を実施されることが記載されておりますが、その対象にスーパーマーケットやコンビニ、野菜・食肉などの加工業者も記載していただき、監視指導や衛生教育を行っていただきたいと思います。

P8 Ⅲ. 監視指導に関する事項 3. 食品営業施設の監視指導及び検査

子ども達の居場所は、地域を支える居場所として大きな広がりをみせています。2019年1月15日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内146か所、川口市内では少なくとも9か所でおこなわれていることが明らかになりました。こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。

P12 IV. 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進 2. HACCP に沿った衛生管理の推進

食の安全を確保するためには、HACCP 導入はとても重要です。その中で、市内事業者の規模や製造・調理・販売等の工程を把握し、講習会や個別相談等により事業者の状況に合わせた指導助言を行うと記載されていますが、とても大切な視点と考えます。事業者が導入を前向きに検討するためにも、指導助言のみならず、業種や規模に応じた事業者同士の議論の機会をもうけることをご検討いただきたいと思います。

以上、意見を提出します。

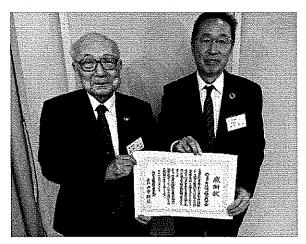
しらさぎ会結成60周年記念式典が開催され、感謝状をいただきました

2019年1月27日 埼玉県生協連

2019年1月27日、埼玉県原爆被害者協議会(以下、しらさぎ会)の結成60周年記念式典が、パーミン・ダイゴウ(北浦和駅前)で開催されました。式典では開会のあいさつに続き、1分間の黙とうがおこなわれた後、田中会長があいさつに立ち、しらさぎ会の歩んできた60年の歴史、現在の核兵器廃絶に向けた取り組みの到達点についてお話をされました。



式典の後半では、しらさぎ会の活動に関わり、支援をおこなってきた団体・個人の皆さん への感謝状贈呈がおこなわれ、埼玉県生協連も平和・市民 5 団体の一員として、戦争も核 兵器もない平和な社会の実現を目指し、しらさぎ会とともに歩んできたことに対して、感 謝状をいただきました。





























一緒に食事をすることや 大人との交流により… く成果>

調理·学習支援

おりたけ

「子供の居場所づくり」 高校生自身も成長

の形体

<u>し</u> リ

即形命不能



会場提供 食材確保 調理補助

地域のこども食堂と連携



おいしく学ぼう

なまら食量

高校生が小・中学生に勉強を教えます! **勉強が終わったらみんなでご飯を食べます!!!**

母: 1531日(73)

参加費:高校生以下經常以及300円

対 象:となたでも参加してください!

F6: 札幌市中央区南2条西10丁目 2-6PPCビル7階 (1000)

連絡先:011-280-5225

namara.syokudou@gmail.com

主催者:学生ワーカーズ、ワーカーズコープ

アンケート・めやすばこ≪このトラブル、知っている?知らない?≫まとめ

埼玉消費者被害をなくす会 事務局 2019年3月

有効回答: 1613 枚(99.1%) 回収: 1628 枚

アンケート実施月:2018年10月~12月

对象: 県内在勤、在住消費者、会員団体組合員、

会員団体主催・参加イベント等で配布・回収

目的:様々な消費者トラブルの認知度を調査。アン

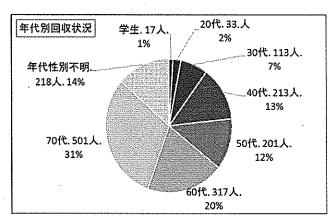
ケートに回答することで啓発につなげる

まとめの見方: 内のゴシック文字は考察

図の見方:全体を100%とする棒グラフ

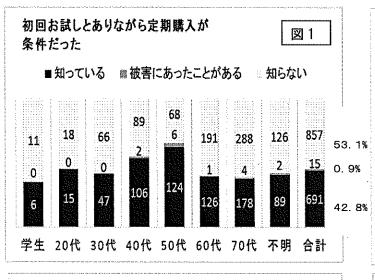
数字は人数

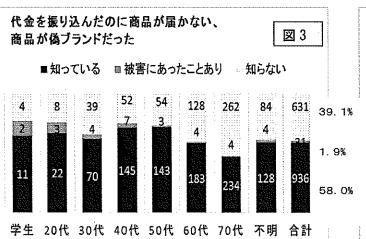
右側の%は、合計の人数の有効回答(1613人)に対する割合

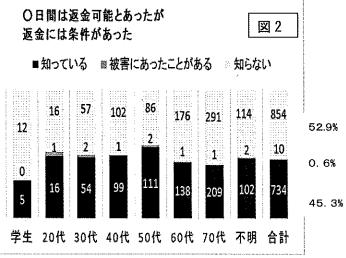


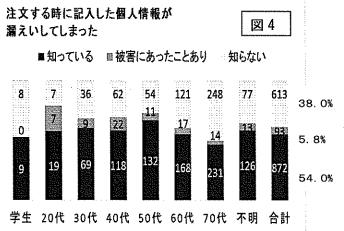
【Q1】 インターネットをめぐるトラブルが多発しています。主なトラブルについて

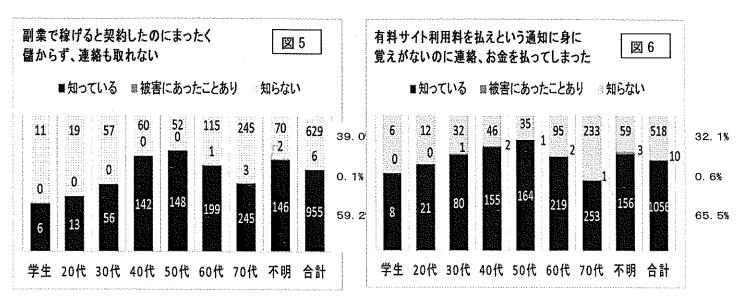
- 1. 40 代、50 代に「知っている」(図 1~6) との回答が多い傾向にある。学生、20 代の各トラブルの認知度が低い傾向にある。
- 2. 代金を振り込んだのに商品が届かない・商品が偽ブランドだった(図3)、架空請求被害(図5)の認知傾向が高い。
- 3. 実際に 40 代~60 代でインターネット通販のトラブルが多いが、知らないとの回答も依然 多い(図 1、図 2)。
- 4. 個人情報の漏えい被害にあったとの回答が合計で93人(5.8%)あった(図4)。



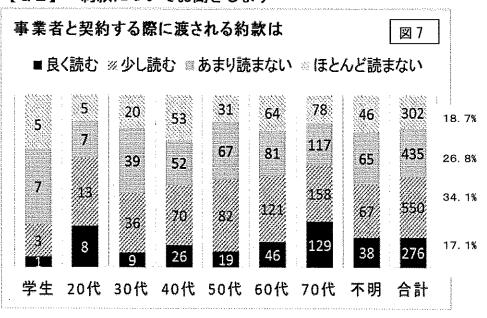


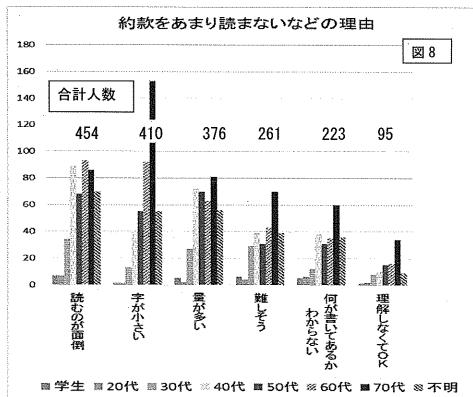






【Q2】 約款についてお聞きします





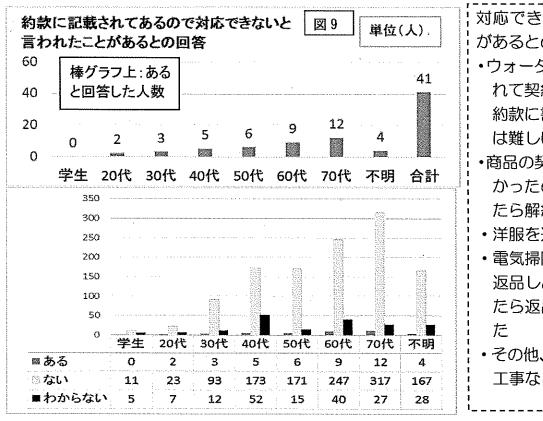
- 1. 「良く読む」との回答 は各世代とも低い傾 向にあるが、70代では 約27%(129名)が良 く読むと回答(図7)。
- 2. 「あまり読まない」 「ほとんど読まない」 理由として、「読むの が面倒」との回答が最 も多く、次いで「字が 小さい」との回答だっ た。「字が小さい」と の回答は 70 代以上が 突出していた(図8)。

読まない理由

(その他記入):

- 用語がわからない
- ・文字が薄い色で小さい
- 詳しく説明してほしい と言ったら自分で読め と言われた
- 読まなくてはいけない とは思っている
- 相手を信用している
- ・事業者による
- よく知られている事業 者かどうかで決める

- 1、「約款に記載されているので対応できないと言われたことがある」との回答は 41 人 (2.5%) (図 9) であった。
- 2、実際にトラブルになっているケースもあるなか、読むのが面倒、字が小さい、量が多いなどの理由で約款を良く読んでいるとはいえない状況がみえてきた。

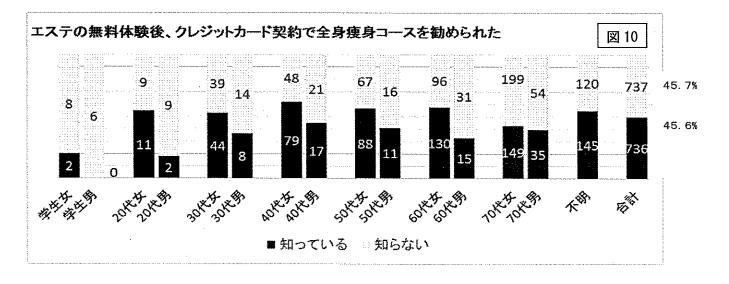


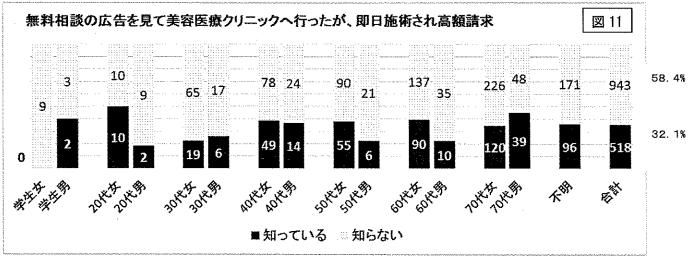
対応できないと言われたこと があるとの回答の内容

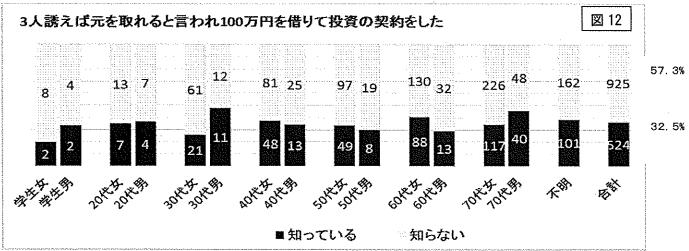
- ウォーターサーバーを急がされて契約。帰宅後電話すると 約款に書いてあるので解約は難しいとのこと。
- ・商品の契約が良く理解できなかったので、解約すると言ったら解約は難しい言われた
- ・ 洋服を返品出来なかった
- ・電気掃除機を通販で購入。 返品しようとしたが通電し たら返品できないと言われ た
- その他、不動産、森林、水道 工事など

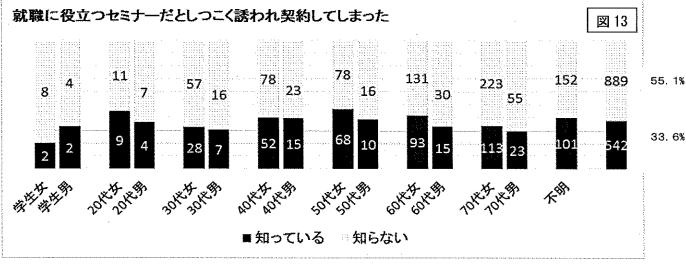
【Q3】20歳になったとたんに様々なトラブルに遭う若者がいます。以下のようなトラブルが実際にあることを知っていましたか

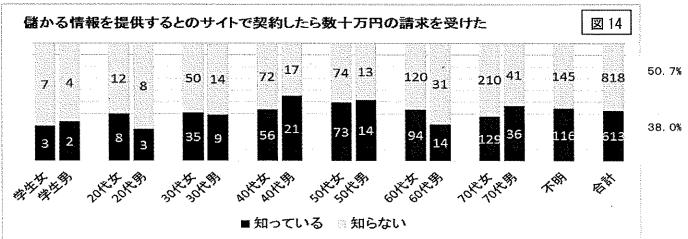
- 1. 全世代を通して、若者が遭っているトラブルの実態について知られていない(図 10~14)。
- 2. 国民生活センターに寄せられている 20 歳~22 歳のトラブルでは、エステや美容医療クリニックに関して女性が多いが、このようなトラブルについて認知されているとはいえない。
- 3. 同様に投資契約や儲かるサイト契約などのトラブルは男性が多い傾向にあるが、認知されているとはいえない。





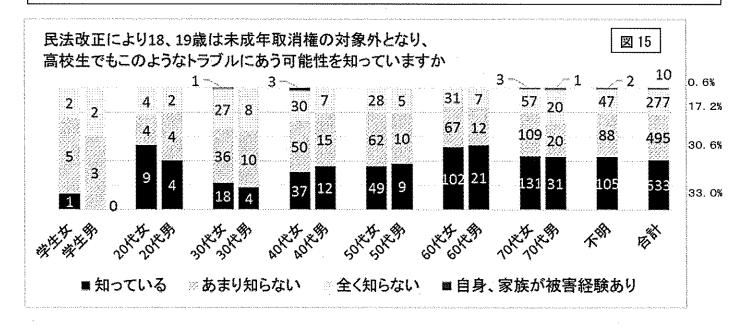




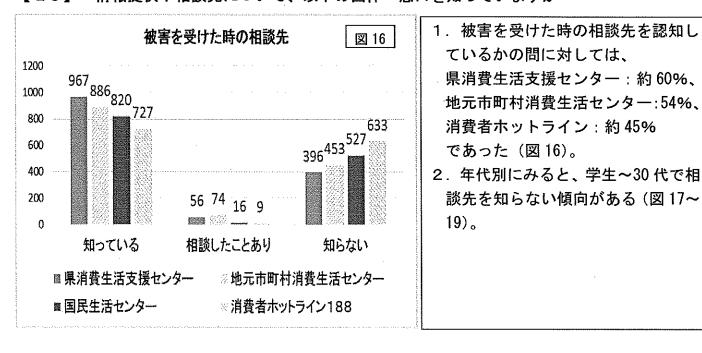


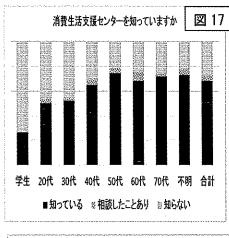
【Q4】 現在は未成年者取消権があり、18歳、19歳は上記のようなトラブルにあっても、基本的には取り消すことが可能です。民法の改正により、2022年4月から成人になる年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳は取消の対象外となります。18歳の高校生でもこんなトラブルに遭う可能性があることを知っていますか

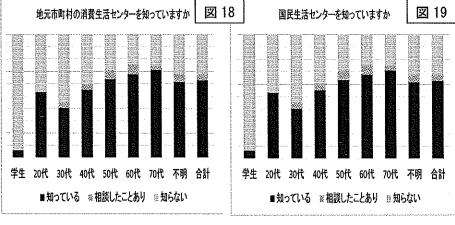
- 1. 回答総数が少ないので、一概には言えないが、学生の認知度が非常に低い(図15)。
- 2. 20 代男女で「知っている」との回答が増えているが、「あまり知らない」「全く知らない」との回答が半数であり、当事者に認知されていないことがわかった。
- 3.40~50代の親世代でも同様に「知っている」との回答が半数に満たない。
- 4「あまり知らない」「全く知らない」との回答が、60代を除く全ての世代で「知っている」を 上回っている。

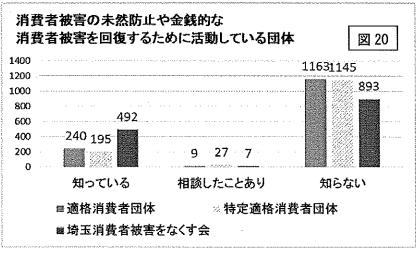


【Q5】 情報提供や相談先について、以下の団体・窓口を知っていますか









1. 埼玉消費者被害をなくす会の会員団体にも本アンケートを取っているので、当会を「知っている」との回答が492人(約30%)あることは想定内であったが、適格消費者団体や特定適格消費者団体について「知っている」との回答は非常に低い(図20)。

アンケートから見えてきたこと

- 1. 実際にトラブルの多い事例をもとに認知度を調査した結果、通信販売でのトラブル(商品が届かない、偽ブランドだった)や架空請求トラブルは認知されている傾向にあるが、定期購入トラブルや返金トラブルの認知度は低く、さらなる啓発の必要性があることがわかった。
- 2. 特に、若者が遭いやすいトラブルの認知度が全体的に低いことから、2022 年 4 月の成年 年齢引下げにより、まだ高校生である 18 歳でも様々なトラブルに遭う可能性があること を、当事者の若年層とともに、親世代にも啓発していく必要性がある。
- 3. 約款にはどのようなことが書かれているのか、読まないでいるとどのようなことが起きる可能性があるのかなど、すべての契約における約款の重要性について、学習する機会も必要である。
- 4. 埼玉消費者被害をなくす会という名称はある程度知られてきているが、残念ながら「適格消費者団体」や「特定適格消費者団体」としては認知されていない現状がみえてきた。当会への情報提供や、当会広報を通じての啓発につなげるためにも、会についての周知広報活動に力を入れたい。

アンケート結果の活用について

- 1. 県内市町村教育委員会や市町村消費生活相談窓口などに本認知度調査の結果を送付し、啓発につなげていただく予定である。
- 2. 消費者被害防止サポーターやサポーターの会、当会会員団体などに結果を情報提供する予定である。それぞれにおいて認知度の実態を周知してもらうことで啓発につなげていただく。

埼玉消費者被害をなくす会主催 2018 年度消費者カアップ学習会 Vol. 3 報告

こんな広告にご用心!~知っているといないとでは大違い!正しい広告の見方~

2019年2月27日(水)10時より、浦和コミュニティセンター第13集会室にて、田中誠氏(消費者庁表示対策課)を講師に迎え学習会を開催し、41人が参加しました。

【概要】

消費者庁表示対策課では、景品表示法、健康増進法、食品表示法、医薬品 医療機器法などの関係法令の執行体制が一元化されたことにより、虚偽誇大 広告・表示などについて厳正に対処していることを、実例をもとに説明いた だきました。



1. 不当表示規制の抑止力を高める課徴金制度の導入

「とても良いですよ」などと表示しながら、期限までに表示の裏付けとなる合理的根拠の資料の提出がなかった場合など、対象商品・役務の売上額の3%分を納付することとする「課徴金制度」を導入しました(ただし、売上額が5千万円未満の場合は課せられない)。

2. 不実証広告規制の実効性を高めるセカンドオピニオン制度

消費者庁は、当該事業者に対して合理的根拠の資料提出を求めることができます。提出資料が合理的根拠と認められない場合、当該表示は優良誤認とみなされ、行政処分(措置命令)の対象となります。

3. 暗示や間接的な表現等に対する措置、打消し表示に関する実態調査報告

消費者庁の調査(平成29年7月公表)では、広告の体験談を見た人の約40%が「大体の人にその効果がある」と認識し、「個人の感想です」という打消し表示を見たとして「効果がある」という認識に大きな変化はないことがわかりました。

4. 健康被害のおそれのある成分等を含む健康食品への対応

バスト UP とスリム UP を同時にかなえるサプリは、この商品を摂取するだけで豊胸効果と痩身効果が得られるかのような表示でしたが、合理的な根拠は示されず、さらにその健康食品に配合された「プエラリア・ミリフィカ」を含む健康食品により身体に対する危害事例が多発したとして、注意喚起を実施、食品衛生法を一部改正しました。

5. トクホ・機能性表示食品の表示・広告に対する事後チェック

トクホの広告に「血圧が高めの方に適した食品です」「薬に頼らずに食生活で血圧の対策を したい、そんな方々をサポートしようと開発」と表示されていました。薬物治療によることな く、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果が得られると誤認させる表示です。「適 切な診療の機会を逸するおそれがある」として健康増進法に基づき勧告・公表しました。

6. その他健康食品に対する取締り(アフィリエイト広告、ステルスマーケティング等への対応) アフィリエイトサイトにおいて、その商品を摂取するだけで容易に著しい痩身効果が得られるかのような表示をしていた例では、広告主に対する措置命令・課徴金納付命令に加えアフィリエイトサイトから公式サイトに移行した場面に「謝罪の社告」を表示するよう措置命令を行ないました。

【参加者の感想より一部抜粋】

- 毎日様々な広告を目にするが、いかに実際のものとは違う商品の広告が多いか、驚いた。
- ・法令やその規制内容についても具体的な例を提示していただきわかりやすかった。
- どこに騙されるのかを知ることができたが、弱みがあると付け込まれてしまうと思った。
- 消費者は物事を知る努力をしなければならないですね。
- ・あまり聞く機会のない話だったので参考になった。
- ・消費者庁の仕事の内容がわかってよかった。
- ・「国立健康・栄養研究所 素材情報データベース」や パンフレットをぜひ活用してみたい。



埼玉消費者被害をなくす会2018年度第9回活動委員会報告

日 時:2019年3月13日(水)10時~12時

場 所:埼玉県生活協同組合連合会 会議室

出 席:葛原、菅、阪井、石川、新開、安室、加藤、千田、五十嵐、狩野窪、佐藤

(敬称略) 計11名

事務局:清水、田中

【報告事項】

㈱NTTドコモ、㈱ディー・エヌ・エー、㈱トーソーコンストラクションに対する訴訟の状況や申入れ等の状況、埼玉県からの受託事業、消費者力アップ学習会 Vol.3 (2/27)、埼玉県LPガスお客様相談センター委員会 (2/21) を報告しました。学習会に参加した委員から、「活動委員会で自分たちがやっていることは正しかったのだと、今後の活動の励みになった」などの感想が寄せらせました。また、活動委員会の年間日程(案)を報告しました。

【協議事項】○:主な意見、協議内容 ⇒:結果

- 1. 埼玉消費者被害をなくす会第16回通常総会について
 - ⇒活動委員会報告は、2~3名で発表報告形式により行うこととし、報告者1名を選出、 欠席者にも募ることとしました。
- 2. 第55回埼玉県消費者大会実行委員について
 - ⇒消費者団体懇談会を案内、第 55 回埼玉県消費者大会(10/10・埼玉会館)の実行委員を募りましたが、立候補者がいなかったため、欠席者にも募ることとしました。
- 3. 広告表示改善要望について
 - ①シミ取り専門サロンについて⇒5月配布分の広告原稿の送付を待つこととしました。
 - ②通販ショップからの「回答」を受けた「意見書」の内容について
 - ○「30 分限定など」期限を設けること自体が、購入に要する判断を急がせるとして問題であるとする、活動委員会としての問題意識を再度明記した方が良いと思う。
 - ⇒事務局にて、構成を変更した上で文言を修正後、事業者宛て送付することとしました。
 - ○管轄省庁に意見書を提出することで、なくす会としてプレスリリースもできるので、 ぜひ意見書を提出したい。
 - ⇒意見書については今後検討していくこととしました。
 - ③有料老人ホーム運営事業者について⇒回答を待つこととしました。
- 4. 「アンケート・めやすばこ」まとめについて
 - ○グラフの順番を入れ替えた方が分かりやすい箇所がある。
 - 〇「知っている」割合より、「知らない」「あまり知らない」との回答の割合をクローズ アップした方が、注意喚起につながるのではないか。
 - ⇒グラフやまとめを修正、なくす会理事会での報告を経て各団体などに宛て「まとめ」を 送付、ホームページやニュースレターに掲載することとしました。
- 5. その他情報提供
 - ◇ アマゾンを名乗り事務用品の営業電話を受けた知人がいるので、注意を。

今後の予定

第10回:4月18日(木) 10時~12時 埼玉県生協連会議室

第11回:5月13日(月) 10時~12時

"

2018 年度 3 月度·埼玉消団連幹事会

2019年3月 埼玉消団連

開催日時

2019年3月22日(金) 12:30~13:40

開催場所

埼玉県生協連会議室

出席確認

新婦人(加藤)、県婦連(代理 吉田)、埼玉県生協連(大久保)、母親大会連絡会(川上)、公団自治協(隈本)、さいたま市消団連(廣田)

[敬称略] __は欠席

埼玉消団連代表幹事兼事務局長(岩岡)事務局(加藤・清水)

【審議事項】 議長 加藤ユリさん

1. 2018年のまとめと2019年方針(二次案)

消費税10%について、消団連として何らか発信できないかとの意見がありました。

2. 埼玉消団連 2019 年度年間日程について(再提案)

前回の幹事会を受けて修正した4月、5月の日程について確認しました。

3. 関東農政局・埼玉県食品安全局との打ち合わせ報告

関東農政局から今後の意見交換会のあり方などについて相談があったこと、埼玉県食品安全局からは、食の安全県民会議の今後について説明があったことを報告しました。

- 4. 第54回埼玉県消費者大会関連
 - (1) 決算状況を報告しました。また、埼玉県へ後援報告、補助金に関する報告が終了していることを報告しました。
 - (2) 本日の懇談会の出席状況、資料について報告し、懇談会のすすめ方について話し合いました。司会進行については、幹事の加藤さんにお願いしました。
- 5. 埼玉県審議会関連

埼玉県消費生活審議会の任期終了にともなう、埼玉県からの委員推薦依頼について話し合いをおこない、委員選出団体を確認しました。なお、選出団体は、新日本婦人の会埼玉県本部、さいたま市消団連、埼玉県生協連(埼玉消団連)、埼玉県消費生活コンサルタントの会です。4月幹事会で委員を確認し、埼玉消団連として県に報告することになりました。

6. 各団体幹事関連

新年度の各団体からの幹事について確認しました。

- 7. 2018 年度会計状況途中報告と会計監査のお願い
 - 4月中に埼玉県生協連および県婦連の幹事による監査のお願いについて、確認しました。
- 8. その他

【報告・確認事項】

- 1. 食品安全政策強化の取り組み
 - (1) 食の安全に関わる行政や各団体の取り組みについて、大久保幹事から資料にもとづき、 報告しました。
 - (2) 2019 年度食品衛生監視指導計画について (川口市) について事務局から報告しました。
- 2. 消費者行政充実強化の取り組み
 - (1) 消費者に関わる行政や各団体の取り組みについてお久保幹事から報告しました。
- 3. お知らせ事項・報告
 - (1) 2月度幹事会報告を事務局からおこないました。
 - (2) 消費者問題シンポジウム in さいたま報告について事務局からおこないました。
- 4. すべての議事を終了し、13時40分に幹事会を終了しました。

今後の日程 4月度幹事会 4月10日(水)10時~ 埼玉県生協連会議室

埼玉県生協連 2018 年度第 4 回活動委員会報告

日時 2019年2月28日(木)13時30分~16時10分

場所 埼玉県生協連会議室

出席 大久保(委員長)、関野・本多(コープみらい)、山水・武井(パルシステム埼玉)、

菊一・金津(生活クラブ)、磯﨑・久保田[代理・村崎] (医療生協さいたま)、塩

崎[代理・鈴木](労済生協)、荒井(東都生協)

埼玉県生協連:岩岡会長、事務局=加藤・清水桂・清水勤・青木

オブザーバー:平岡(日本生協連中央地連)下線欠席/敬称略

■議題

I. 話し合いたいこと

1. 次の内容について、意見交換・交流をおこないました。

- (1) 協同組合連携を考える学習会(1/28)の感想と今後の取り組みについての意見交換をおこないました。意見交換の中では、1つの団体ではできないことも、多くの団体が一緒に取り組むことで、様々な可能性がひろがることを知ることができた、いばらきの3つのキーワード「ゆるやかに」「あいのり」「やってみる」がとても大切であることがわかったなどの発言がありました。
- (2) 埼玉県生協連2019年度方針、取り組み日程について報告し、意見交換をおこないました。意見交換の中では、次年度方針にある各テーマの担当者交流会の位置づけと、参加対象者に関して話し合いをおこないました。
- (3) 各委員から、自生協の活動に関する 2019 年度方針を中心に報告をおこないました。
- 2. 各生協から 1-2 月活動報告書をもとに報告しました。

Ⅱ. 日本生協連からの報告(中央地連)

平岡さんから、日生協・中央地連の報告や各種企画の呼びかけが報告されました。

皿.確認したいこと

1. 埼玉県生協連 2019 年度会議日程を提案し、確認しました。

Ⅳ. 報告したいこと①

- 1. 消費者関連問題の取り組みについて、次の 4 点を報告しました。①消費者に関わる行政や各団体の取り組み、②消費者問題シンポジウム in 埼玉ご案内、③県内消費者団体地区別研修会(1/18・23・30・2/5)報告、④消費者団体施設見学会報告。
- 2. 食の安全行政の充実・強化関連について、次の2点を報告しました。①食の安全に関わる行政や各団体の取り組み、②関東農政局との意見交換会(2/14)報告。
- 3. 平和の取り組みについて、次の3点を報告しました。平和・市民5団体懇談会報告、ヒバクシャ国際署名連絡会(2/20)報告、2019年度平和に関する取り組みのご案内。
- 4. 協同組合間連携関連について、次の 2 点を報告しました。①全国の取り組み事例報告 (長野県における協同の取り組み)、②JA 女性組織協議会と埼玉県生協連「早春交流会」 (2/18)報告。
- 5. その他、①2018 年度助け合い活動交流会(1/17) 開催報告、②埼玉消費者被害をなく す会消費者トラブル 110 番(1/15) 報告・この間の取り組みと今後の課題・埼玉県から の受託事業報告・活動委員会報告をおこないました。

V. 報告したいこと②(文章報告)

文章報告として、次の内容を報告しました。①埼玉県生協連各会議報告第 4 回理事会 (1/10) 報告、②埼玉県生協連賀詞交換会(1/10) 報告、報告、③埼玉県生協連第 3 回活動委員会 (12/13) 報告、④埼玉県生協連第 2 回大学部会報告、⑤埼玉県消費者団体連絡会幹事会 (1/11) 報告、活動日誌と予定

次回の開催について、次の内容を確認し、議事を終了しました。

|第5回活動委員会は、4月4日(木)13時30分~16時 埼玉県生協連・会議室

埼玉県生協連 活動報告と予定

2019.4.4 活動委員会

μ	2019.4.4 活動安貝云	
活動経過(2018年3月)		
3/2	適格消費者団体連絡協議会(広島・~3日)	
/3	消費者被害防止サポーター養成講座(生活クラブ)	
/7	第 2 回組合員学習会 消費者被害防止サポーター養成講座(パルシステム埼玉)	
/9	消費者問題シンポジウム in さいたま	
/13	フードバンク埼玉理事会・運営委員会 埼玉消費者被害をなくす会第 9 回活動委員会	
/14	埼玉エコ・リサイクル連絡会運営委員会	
/15	第 57 回全国消費者大会、子供の貧困学習会	
/18	憲法カフェ(春日部)、埼玉県種苗審議会	
/19	埼玉消費者被害をなくす会第6回理事会・3月検討委員会	
/20	彩の国コミュニティ協議会第2回理事会 埼玉県地球温暖化対策の検討に関する専門委員会	
/22	埼玉消団連幹事会	
/26	埼玉県ユニセフ協会理事会・評議員会	
/27	食品表示学習会	
/28	日本生協連中央地連第5回運営委員会・総会議案検討会議	
/29	25 条埼玉集会第 4 回実行委員会	
活動予定(2	2019年4月~5月)	
4/1	中央地連 MCA 無線訓練	
/3	平和•市民5団体懇談会	
/4	第5回活動委員会	
/10	埼玉消団連幹事会 埼玉弁護士会新役員等就任披露パーティ 日本弁護士連合会と適格消費者団体との懇談会	
/11	第4回常務理事会	
/18	第5回理事会、役員推薦委員会 埼玉消費者被害をなくす会第10回活動委員会	
/19	第 4 回監事会 全国消団連運営委員会・理事会	
/22	埼玉消費者被害をなくす会4月検討委員会	
/23	第 55 回埼玉県消費者大会第 1 回実行委員会	

/24	さよなら原発埼玉県民集会第2回実行委員会
<u>/2</u> 5	NPO 法人フードバンク埼玉総会
5/9	第5回常務理事会
/10	埼玉消団連幹事会
/11	第3回憲法25条埼玉集会
/13	埼玉消費者被害をなくす会第 11 回活動委員会
/16	第6回理事会 埼玉県労働者福祉協議会理事会
/17	全国消費者団体連絡会理事会・総会
/20	第 55 回埼玉県消費者大会第 1 回プレ学習会 第 55 回埼玉県消費者大会第 2 回実行委員会
/23	埼玉県労働者福祉協議会総会
/24	第4回監事会
/26	第63回埼玉母親大会(朝霞)
/28	埼玉消費者被害をなくす会第7回理事会・5月検討委員会
/29	第 11 回ヒバクシャ国際署名埼玉連絡会
/30	第6回活動委員会 全労済埼玉推進本部第2回共済代理店等推進会議
/31	シンポジウム(大阪)